

X V 麻薬取締部

麻薬取締部は、国民が安心して生活できるように、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図るため、司法（取締り）と行政（指導・監督）の両面から業務に取り組んでいます。

1 管内薬物犯罪の状況と対策

（１）概要

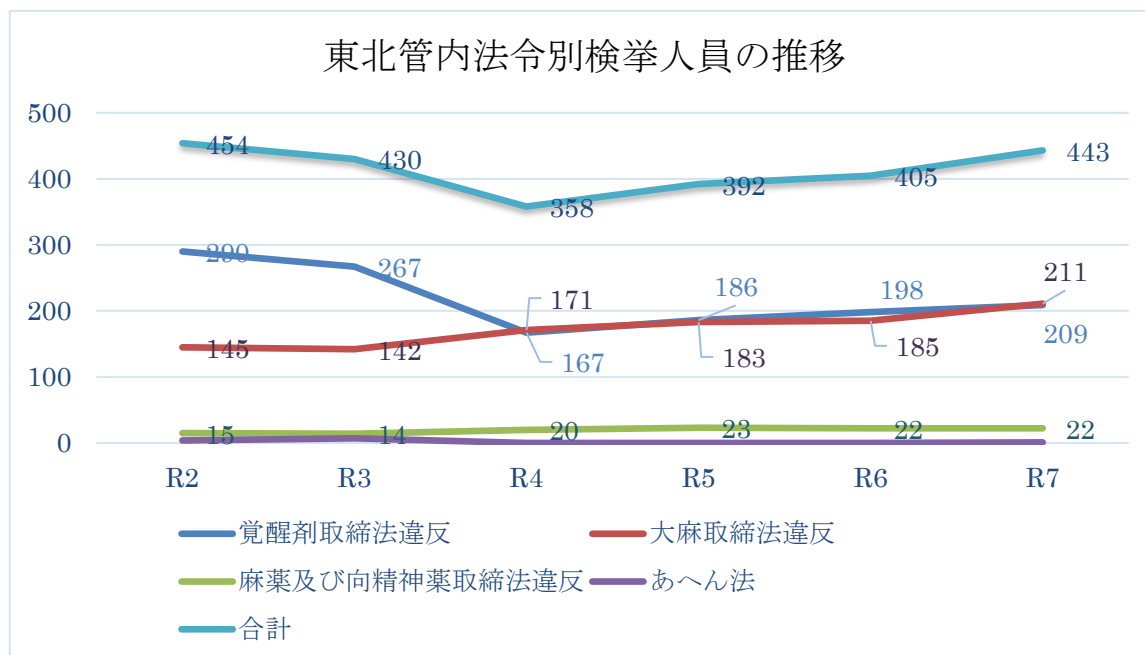
令和 7 年の東北管内における全薬物事犯の検挙人員は 443 名（前年比 38 名増）で、全国の検挙人員 15,186 名の約 2.9%にとどまっています。東北管内の人口は全国人口の約 7%なので、東北は比較的薬物汚染度の低い地域と言えます。令和 7 年の全国の検挙人員のうち大麻事犯は 7,120 名（前年比 778 名増）、覚醒剤事犯は 6,575 名（前年比 269 名増）、麻薬及び向精神薬事犯は 1,472 名（前年比 90 名増）であり、前年同様大麻事犯が覚醒剤事犯を上まわり、麻薬及び向精神薬事犯の増加も引き続き目立っています。大麻事犯の検挙人員のうち約 72 パーセントが 10、20 代であり、若年層による大麻乱用の拡大が懸念されています。

東北管内における令和 7 年の法令別検挙人員は、大麻事犯 211 名（前年比 26 名増）、覚醒剤事犯 209 名（前年比 11 名増）、麻薬及び向精神薬事犯 22 名（前年比増減なし）であり、大麻事犯と覚醒剤事犯がほぼ同数です。（グラフ 1）参照

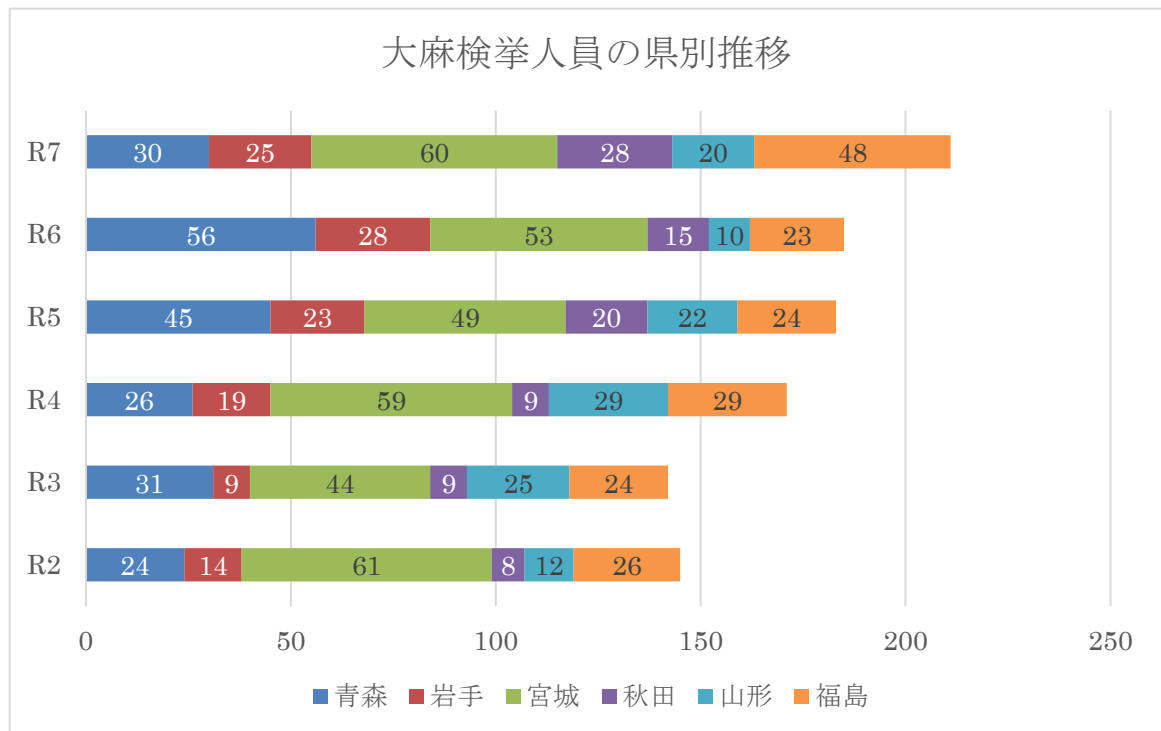
大麻事犯の県別検挙人員は、青森県 30 名、岩手県 25 名、宮城県 60 名、秋田県 28 名、山形県 20 名、福島県 48 名です。（グラフ 2）参照

覚醒剤事犯の県別検挙人員は、青森県 27 名、岩手県 10 名、宮城県 98 名、秋田県 8 名、山形県 10 名、福島県 56 名です。（グラフ 3）参照

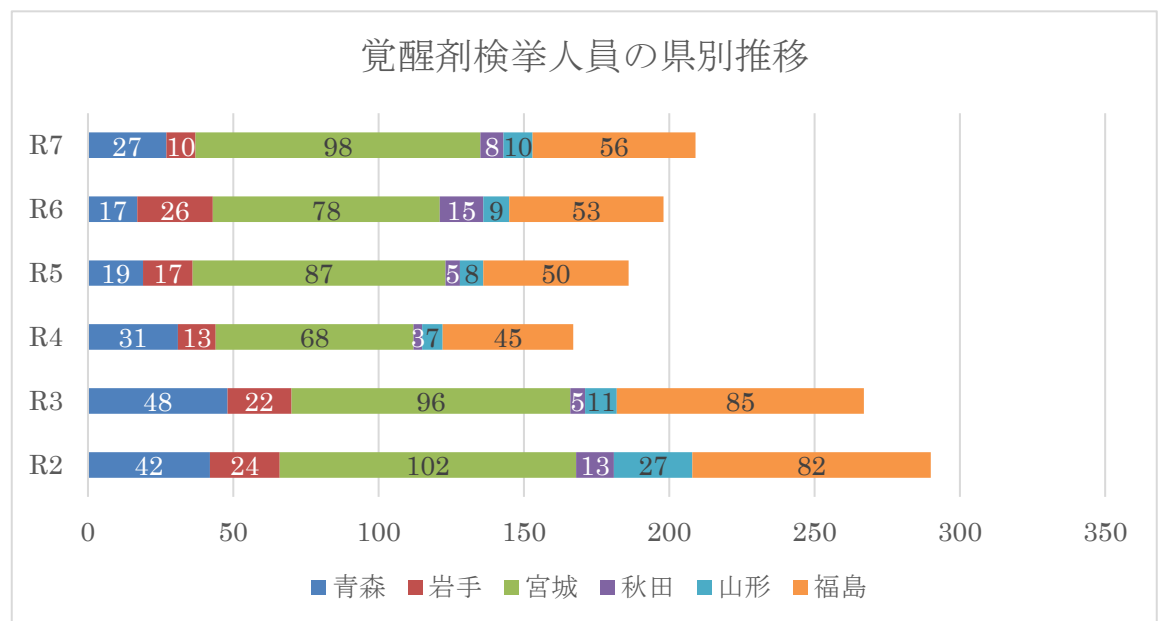
（グラフ 1）



(グラフ 2)



(グラフ 3)



(2) 実績

① 密売事犯の摘発

令和7年7月から、宮城県警察と合同で、SNS及び秘匿性の高い通信アプリを用いて宮城県内で覚醒剤及び麻薬（大麻リキッド）等を密売していた指定暴力団員の男性1名を含む5名を検挙しました。

本捜査では、内偵捜査により密売客、密売倉庫を割り出すことに成功し、覚醒剤、大麻リキッド、コカイン相当量を発見押収し、密売客12名を検挙しました。

近年、全国的に匿名・流動型犯罪グループがSNSや匿名性の高い通信アプリを用いて違法薬物を密売している事件が増加しており、背後に暴力団組織の関与も確認されています。今後もサイバーパトロール等の監視を継続して摘発に努めていきます。

② 危険ドラッグの摘発

令和7年11月以降、仙台市内、仙台駅からほど近い場所に店舗を構えていた危険ドラッグ販売店に対して強制捜査を実施し、店舗を運営する法人代表者を含む関係者5名を検挙しました。本捜査における捜索により店舗を含む関係場所から大麻及び大麻リキッド相当量を押収しています。

その後の突き上げ捜査の結果、危険ドラッグ製造工場にて、危険ドラッグ製造に使用される原料等多数の証拠品を押収しました。

その結果、危険ドラッグの店舗及び製造工場を閉鎖に追い込みました。

③ 令和7年の検挙人員等（合同捜査も含む）

検挙件数人員 37件 42名

（内訳：覚醒剤23名、麻向法14名、大取法5名）

押収量 覚醒剤粉末 約36g、乾燥大麻 約269g、大麻濃縮物 約30g

指定薬物 若干量、麻薬コカイン 若干量、医療用麻薬 多数

2 鑑定

(1) 概要

東北厚生局麻薬取締部では、公平・中立な立場を維持し、最新の分析機器を駆使して迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。

また、近年、増加している様々な形態の大麻製品に対応するため、新たな形態の大麻の分析法等に関する研究に取り組むほか、管内各県警察からの鑑定嘱託にも対応しています。

(2) 実績

鑑定処理件数等（令和3～7年度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鑑定件数	36	157	122	586	312
検体数	1,160	231	269	985	389

3 行政、指導・監督

(1) 概要

麻薬等関係法令の目的・趣旨は、麻薬等規制薬物の取扱いを一切禁止し、不正行為を徹底して取締り、その乱用による保健衛生上の危害防止を図ることですが、その一方で、規制薬物の有用性を最大限活用するため、医療、学術研究、産業に限定して「禁止の解除」を行い、流通経路を監視して不正流通の防止を図ることにあります。

麻薬取締部は、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限を委任された許認可関係の事務などについて、申請の受付、調査、審査を行い免許証・許可書等を発給しています。

また、厚生労働大臣から免許を受けた管内の麻薬取扱業者等に対する立入検査のほか、管内各県薬務主管課や保健所と合同で知事から免許を受けた麻薬診療施設(病院、診療所等)、麻薬研究施設及び麻薬小売業者(薬局)に対する立入検査を実施し、不正流通がないよう指導・監督を行っています。

(2) 実績

免許等処理件数(令和3～7年度)

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
免許	47	4	8	19	1
許可	49	36	115	57	147
届出	50	132	70	57	34

4 薬物乱用防止啓発活動

(1) 概要

小学校から大学まで幅広く麻薬取締官を講師として派遣し、薬物乱用防止教室を通して、規制薬物に対する正しい知識の普及を行っているほか、「薬物乱用防止指導員講習会」において講演し、地域の薬物乱用防止教室の講師を養成しています。

また、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会」などイベントや街頭でも啓発パンフレットやリーフレットを配布して広報活動を行っています。

(2) 実績(講師派遣回数等(令和5～7年度))

講師派遣先	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	講演回数	対象人数	派遣回数	対象人数	派遣回数	対象人数
中学校	4	437	3	345	4	509
高等学校	2	215	3	679	4	1,131
大学・専門学校	2	153	2	278	3	260
教育機関等	4	148	1	40	3	129
その他各種団体	10	313	5	206	0	0
合 計	22	1,266	14	1,548	14	2,029

5 再乱用防止対策

(1) 概要

① 相談電話

昭和 61 年 10 月 1 日から全国の麻薬取締部に「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物問題に悩む薬物乱用者自身やその家族、知人などに対して広く相談の機会を設け、必要に応じて面談や助言を行っています。相談電話は匿名でも受け付けています。

「麻薬・覚醒剤相談電話」の番号は、

ふつーな(ら)こな なしなし
0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

と語呂合わせにより覚えやすい番号となっています。

内容によっては、保健衛生上の危害を防止するため、捜査へ移行することもあります。

② 再乱用防止対策支援事業

薬物の乱用をやめようとした者に対する支援として、精神保健福祉士等の専門家による面談やワークブックを用いた薬物乱用防止プログラムを実施しています。また、薬物依存症を治療する医療機関や自助グループなどと連携して再乱用防止を支援しています。

③ 薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止講習会

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を毎年開催しています。この会議は、薬物依存症者の治療に携わる医療機関、取締機関、矯正保護施設等の関係機関が、地域における再乱用防止対策等について連携強化を図ることを目的として、協議・意見交換を行っています。令和 7 年度は、11 月 13 日、札幌市で開催し、約 40 名の関係機関職員が出席して、各機関における取組を発表し、課題について協議しました。

また、平成 20 年度から同会議の開催に併せて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物依存症治療・研究の専門家などによる講義形式のもので、薬物問題に係る相談担当者のほか一般にも公開して、地域全体で再乱用防止に対する意識と知識の向上を図っています。

(2) 実績

相談受理件数（令和 3～7 年度）

（単位：件）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
33	25	40	44	29

6 不正大麻・けし対策

(1) 概要

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外からの不正ルートにより供給されています。しかし、大麻やけしは植物であり、栽培することによって国内で入手することが可能となるため、これらの植物の栽培については、規制を設けて原則禁止しています。

これらの植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬などの違法薬物の輸入、製造と同様に違法行為として厳しい罰則が科されます。

麻薬取締部では、不正栽培事犯について厳格な取締りを行う一方、違法な大麻・けしを管内地域から排除するため、栽培が違法な植物のパンフレットを配布して啓発するとともに、管内各県職員や保健所の職員などと協力して、自生する大麻やけしの除去を行っています（不正大麻・けし撲滅運動期間 5月1日～6月30日）。

(2) 実績

自生大麻除去株数（令和3～7年度）

（単位：株）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
約 63,000	約 63,000	約 120,000	約 118,000	約 530,000

7 関係機関との協力

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を毎年開催しています。この会議は、中央省庁（法務省、財務省、厚生労働省、警察庁、海上保安庁）から担当職員の出席を得るとともに、管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、出入国在留管理局、北海道及び東北6県の薬務主管課、更には在日米空軍特別捜査局（AFOSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）といった関係取締機関が一堂に会して、相互の協力関係を構築・強化することを目的として、取締上の問題点やその対策等について協議しています。

令和7年度は、6月12日、福島市で開催し、42機関約70名の取締機関職員が、国内外における薬物情勢を情報共有しました。